

公立保育施設における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施及び利用定員の設定について

1 概要

令和 8 年 4 月から、公立保育施設において乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。

公立保育施設で事業を実施するには、乳児等通園支援事業の認可は不要ですが、子ども・子育て支援法に基づく確認（利用定員の設定）が必要となります。

つきましては、その利用定員を設定するにあたり、子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 3 項の規定に基づき、子ども・子育て会議の意見を伺います。

2 確認対象施設について

事業区分	保育所型認定こども園
名称	君津市立人見こども園
所在地	君津市人見四丁目 1 1 番 2 8 号
事業開始予定日	令和 8 年 4 月 1 日
受入定員	9 名（0 歳児：1 名、1 歳児：2 名、2 歳児：6 名）
提供日	月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
提供時間	午前 9 時 3 0 分から 1 1 時 3 0 分まで 午後 2 時から午後 4 時まで

3 利用定員の設定について

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
利用定員	1 名	1 名	3 名	5 名

本事業の利用定員については、君津市こども計画（代用計画）における量の見込みと確保方策の内容を踏まえて設定する必要があります。その際、実際の受け入れ人数をそのまま用いるのではなく、国が示す基準により、標準的な保育時間（1 日 8 時間）に相当する定員数に換算します。

今回設定する対象施設の受入定員は 9 名ですが、当該施設の事業の実施時間

が1日4時間であることから、国基準（1日8時間）により換算すると、利用定員は5名となります。

この人数は、令和8年4月1日時点において整備が必要な定員数の18名を満たしていないため、今後も引き続き多様な事業者への働きかけを行い、十分な提供体制の確保を図ります。

【参考】君津市こども計画（代用計画）抜粋

	年齢	令和8年4月1日		令和9年4月1日		令和10年4月1日		令和11年4月1日	
		見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備	見込み・計画数	うち新規整備
（必要整備定員数）	0歳児	5	1	5	1	5	1	5	2
	1歳児	7	1	7	2	7	2	7	2
	2歳児	6	3	6	3	6	0	5	0
	合計	18	5	18	6	17	3	17	4

市内幼稚園の施設型給付幼稚園への移行及び利用定員の設定について

1 概 要

学校法人暁星国際学園より、暁星君津幼稚園の施設型給付幼稚園への移行の申し出がありました。

現在の運営形態である私学助成幼稚園から施設型給付幼稚園に移行するためには、県の認可とは別に、子ども・子育て支援法に基づく市の確認を受け、利用定員を定める必要があります。

つきましては、その利用定員の設定にあたり、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定に基づき、子ども・子育て会議の意見を伺います。

2 施設型給付幼稚園について

私学助成幼稚園は、主に国や県からの私学助成（補助金）を財源として運営しています。

一方、子ども・子育て支援新制度に基づく施設型給付幼稚園に移行すると、子どもの人数や職員の配置状況等に応じて算定した施設型給付費が市から支給されることとなり、安定した運営基盤の確保が期待されます。

3 確認対象事業者及び施設について

事業者	法 人 名	学校法人暁星国際学園
	代 表 者	理事長 田川 清
	所 在 地	木更津市矢那1083番地
施設概要	事業区分	幼稚園
	名 称	暁星君津幼稚園
	所 在 地	君津市大和田324番地
	移行予定日	令和8年4月1日
	認定定員	240名 (満3歳児：10名、3歳児：20名、4歳児：105名、 5歳児：105名)
	利用定員	75名 (満3歳児：6名、3歳児：17名、4歳児：20名、 5歳児：32名)
	開園時間	午前8時30分から午後6時まで

4 利用定員の設定について

暁星君津幼稚園が施設型給付幼稚園に移行することに伴い、君津市こども計画において、確認を受けない幼稚園（私学助成幼稚園）の定員数が240名減少※¹する一方、特定・教育保育施設の1号認定及び教育を希望する2号認定の定員数が75名増加※²します。

1号認定及び教育を希望する2号認定の定員の確保量は713名から548名に減少しますが、量の見込み（教育・保育需要量）の475名を上回っており、教育・保育の提供体制に支障は生じません。

区分		1号認定		2号認定	
		確認を受けない幼稚園	特定教育・保育施設	教育	保育
既存施設により確保されている定員数 ①		713			924
増減	確認を受けない幼稚園 ②	-240 ※ ¹			0
	特定・教育保育施設 ③	+75 ※ ²			0
確保量合計（①－②＋③） ④		548			924
量の見込み ⑤		475			803
過不足（④－⑤）		73			121

君津市こども計画の一部追記について

1. 趣旨及び背景

国が定める「放課後児童健全育成事業実施要綱」の一部改正（令和7年4月8日付け第三次改正こ成環第173号）に伴い、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における賃借料補助の要件が変更されました。

現在、君津市では学童保育の受け皿確保のため、学校敷地外で賃料が発生している放課後児童クラブ実施事業者へ家賃補助を市単独費で実施しており、同事業の家賃補助について、国庫補助（国1/3、県1/3）の対象とするためには、市町村こども計画等に「放課後児童クラブの受け皿整備量に関する内容の記載があること」が新たな要件として求められています。

つきましては、本事業を国庫補助の対象とし、安定的な財源確保を図るため、君津市こども計画に必要事項を追記するものです。

2. 追記の内容

君津市こども計画（82ページ）の「(3)放課後児童健全育成事業」における【今後の方向性】の項目に、以下の文章を加筆いたします。

【追記案】※別紙【資料3-2】のとおり

「学校敷地内(学校の余裕教室等)での受け皿整備だけでは待機児童が発生する可能性があるため、学校敷地外の民家・アパート等の施設も活用し、受け皿整備を図ります。」

(3) 放課後児童健全育成事業

【概要】

保護者の就労等により昼間監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	972	915	866	835	808
1年生	219	193	198	197	183
2年生	232	216	191	196	195
3年生	232	231	216	191	196
（低学年 計）	683	640	605	584	574
4年生	106	98	97	91	81
5年生	112	107	98	97	91
6年生	71	70	66	63	62
（高学年 計）	289	275	261	251	234
確保方策（B）	982	982	982	982	982
差引（B） - （A）	10	67	116	147	174

【今後の方向性】

今後の利用状況等を踏まえて、各クラブへの運営補助を行います。

また、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国の「放課後児童対策パッケージ」で示された各項目を踏まえ、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による受入児童数の増加などを検討していきます。

周西の丘小学校にある放課後児童クラブは、校舎の改修・増改築に伴い、支援単位2単位分の教室を整備し、令和7年度から事業を実施します。

学校敷地内（学校の余裕教室等）での受け皿整備だけでは待機児童が発生する可能性があるため、学校敷地外の民家・アパート等の施設も活用し、受け皿整備を図ります。